

製材職工賃金値上要求紛議

- 一、紛議發生の場所 八女郡星野村及北河内村
- 二、事業の種類 製材業
- 三、事業主 工場主 小川治作外十四名十圓工場
- 四、従業員数 三十九名（一工場一名乃至四名）
- 五、紛議参加人員 全員
- 六、紛議發生の原因  
一日の稼働時間十時間乃至十一時三十分間にして労働時間の長きに比し賃金低廉なりとして値上要求をなすに至る。
- 七、要求條項  
職工長賃金八十圓乃至一圓二十圓を一圓五十圓以上、  
一般職工賃金六十圓乃至一圓を一圓以上
- 八、經過並に解決狀況

六月四日星野村池上神社に集會協議の結果四名の交渉委員を選任し、同月七日労資双方會見前項の要求をなしたるに對し、事業主側に於ては、製材品価格は本年三月頃の好況期より漸次下落の傾向にあり従て一般的賃金値上は不可能なるも、職務に忠實にして其の技術の進歩せる者に對しては考慮するを以つて、事業主の認定に一任せらるべきを主張し、従業員側は技術の進歩に對しては勿論なるも現在の賃金を以つて數年前の不況時代の賃金なりとして一律の値上を要求するところありたるも、結局事業主の主張通り各事業主に於て夫々各自の従業員と直接の折衝に依り十圓乃至二十圓の値上を實施することとなりて解決せり。